

# タブレット端末利用ガイドライン（第1版）【中学校用】

有田市教育委員会

このタブレット端末は、普段の学習で活用し、学びをより豊かにするとともに、これから情報化がさらに進んでいく社会を生きていく上で必要な力をつけることを目的に整備しています。大変便利な道具ですが、使い方を誤ると大きなトラブルに発展することも考えられます。

タブレット端末を活用するにあたり、次のガイドラインを必ず守りましょう。

## タブレット端末本体の使用にあたって

このタブレット端末の所有者は有田市であり、有田市内各小中学校に在籍している児童生徒に貸与されます。



- ①タブレット端末は丁寧に扱うようにしましょう。  
特に落としたりすると簡単にヒビが入ったり割れたりします。
- ②ペンやえんぴつで触れたり、落書きをしたりしないようにしましょう。  
また、磁石を近づけたり、水に濡らしたりしてはいけません。
- ③直射日光が当たる場所には、長時間置かないようにしましょう。
- ④持ったまま走ったり、直接地面に置いたりしないようにしましょう。
- ⑤タブレット端末を他人に貸してはいけません。他人のタブレット端末を勝手に触ることや人に貸し出すことは、様々なトラブルを生み、重大なプライバシー侵害等の訴訟問題に発展することがあります。
- ⑥タブレット端末に不具合があったり、はそん破損したりした場合は、すぐ学校に申し出てください。有田市で修理します。はそんただし、故意による破損の場合は対象外（保護者負担）となります。
- ⑦学校でインストールしているアプリやアイコンを勝手に削除してはいけません。
- ⑧学校でインストールしている以外のアプリを勝手にインストールしてはいけません。
- ⑨端末シールは、はがさないようにしてください。もしはがれそうになった場合は、すぐに学校に申し出てください。
- ⑩タブレット端末とセットでタッチペンも一緒に貸与します。  
紛失しないようにしてください。
- ⑪タブレット端末の充電は、各学校が定めた方法で行います。



## みんなが安全に使うために

自分にとって危険な行動や他人に迷惑をかける行動をしないように、端末やインターネットの特性と個人情報の扱い方を正しく理解しながら使用することが重要です。

- ①自分のアカウントやパスワードは、絶対に他人に教えてはいけません。
- ②自己や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- ③相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネット上に絶対に書き込んではいけません。
- ④誰かの写真や動画を撮るときは、必ず本人の許可をもらう必要があります。  
本人の許可なく、勝手に写真や動画を撮ってはいけません。  
また、本人の許可なく個人の画像や動画などをインターネット上に上げてはいけません。
- ⑤インターネット上のファイルには危険なものもあるので、  
むやみにダウンロードしないようにしましょう。
- ⑥インターネットの使用中、もし不審なWebサイトに入ってしまったときは、すぐに先生に伝えましょう。（インターネットの閲覧等には制限をかけています。）
- ⑦有料データベースの利用やオンラインショップの利用は禁止します。これらを利用したことによって生じた損害・費用は児童生徒個人及び保護者の責任となります。



## 健康のために

- ①タブレット端末を使用するときは、よい姿勢を保ち、画面に近づきすぎないように気つけましょう。

（目とタブレット端末の画面との距離は30cm以上離すようにする）



- ②長時間にわたって継続して画面を見ないよう、30分に1回は、20秒以上、画面から目を離して遠くを見るなどして目を休めるようにしましょう。

じぶん まな ゆた  
自分たちの学びを豊かにするた  
めに、ルールを守って使おう！  
まも つか



有田市教育委員会